

第 2 次錦江町行政改革大綱の改正について

・改正内容

第 2 章 実施事項、3 持続可能な財政基盤の堅持、(1) 財政計画の策定に、新たな項目として「⑬公共施設等総合管理計画の策定」を追加する。

取組内容としては、公共施設を計画的に管理・運営するための総合管理計画を平成 27 年度中に策定し、平成 28 年度からの実施を目標とする。

・理由

平成 27 年に第 2 次総合振興計画（3 月）、まち・ひと・しごと創生総合戦略（10 月）を策定し、中学校跡地を地域の拠点施設として整備すること、中央公民館を保健センター、老人センターの機能を統合して新たに建設することを盛り込みました。

一方、国は公共施設の管理・運営について「公共施設等総合管理計画」を策定し、将来の見通しを示すよう自治体に要請しています。

このようなことから公共施設等総合管理計画を早期に策定し、中学校跡地や中央公民館を含む公共施設全体の今後の管理・運営について基本的方向を明らかにすることとしました。

新旧対照表

○第2次錦江町行政改革大綱

新			
第2章 実施事項			
3 持続可能な財政基盤の堅持			
(1) 財政計画の策定			
<p>社会情勢の変化に対応し、財政の健全性・弾力性の確保に向けた取り組みが行えるように、中長期的な財政運営の指針となる「財政運営計画（仮称）」を策定します。</p> <p>また、自主財源である町税、使用料や手数料等の確保に努め、収納率向上の取り組みを強化し、滞納額の解消に努めます。</p> <p><u>公共施設については総合管理計画を策定し、老朽化や利用率の少ない施設の再編などを計画的に進めていきます。</u></p>			
項目名	取組内容	取組年次	達成目標（指標）
⑬中期財政計画の策定	中期（5年）の財政見通しをたてたうえで、予算編成の指標となる計画を策定する	H25 計画策定	H26 実施
⑭経常経費削減への取組み	経常経費削減策と削減できた経費で実施できる新たな施策の提案を全庁から募集する		H25 実施
<u>⑮公共施設等総合管理計画の策定</u>	<u>公共施設等を計画的に管理・運営するため、総合管理計画を策定する。</u>	<u>H27 計画策定</u>	<u>H28 実施</u>
旧			
第2章 実施事項			
3 持続可能な財政基盤の堅持			
(1) 財政計画の策定			
<p>社会情勢の変化に対応し、財政の健全性・弾力性の確保に向けた取り組みが行えるように、中長期的な財政運営の指針となる「財政運営計画（仮称）」を策定します。</p> <p>また、自主財源である町税、使用料や手数料等の確保に努め、収納率向上の取り組みを強化し、滞納額の解消に努めます。</p>			
項目名	取組内容	取組年次	達成目標（指標）
⑬中期財政計画の策定	中期（5年）の財政見通しをたてたうえで、予算編成の指標となる計画を策定する	H25 計画策定	H26 実施
⑭経常経費削減への取組み	経常経費削減策と削減できた経費で実施できる新たな施策の提案を全庁から募集する		H25 実施